

輪島市監査公表第29号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成23年12月1日

輪島市監査委員 湊 良 作

輪島市監査委員 中 山 勝

定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象施設

平成23年11月8日（火） 輪島市立諸岡公民館

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湯 良 作

輪島市監査委員 中 山 勝

4 監査の範囲及び方法

平成22年度の補助金に係る出納及び関連する事務の執行状況について審査するとともに、関係職員から提出資料に基づく説明の聴取を行う等の方法により、諸岡公民館において実施監査した。

なお、これらを監査するため事前に所管課から補助金交付に係る一件書類及び決裁文書の提出を求め確認を行っている。

- ・コミュニティ活動推進事業松明の夕べ補助金
- ・コミュニティ活動推進事業諸岡村しばい補助金
- ・諸岡公民館体験合宿事業補助金

（所管課：生涯学習課）

5 監査の結果等

監査した補助金に係る事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象施設に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○コミュニティ活動推進事業の松明のタベや諸岡村しばいについては、地域の高齢化が進んでいく中、事業実施の準備段階で苦心されていることが伺える。「伝統ある行事なので地区住民や若い世代に広め継続したい」とのことであり、今後若い人に役員となって頂くなりの意識改革や活動内容に工夫し、参加者人数を増やし地域活性化に努められたい。

○諸岡公民館体験合宿事業については、少子高齢化が進む中、子ども達同士で共同生活を行なうことは貴重な体験であり、今後も活動内容により一層工夫を凝らし、子ども達の成長過程に活かしていただきたい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

①補助事業の予算・収支決算書について

補助事業申請時の収支予算書と実績報告時の収支決算書に項目違いや積算内訳の不明確など不備が目立つ。各団体と連絡を取り合って予算を組んでいただき、精算時についても適正に執行されたかどうか十二分に精査し、使途や効果についての説明責任を果たしていただきたい。

(生涯学習課に対する指摘事項)

①補助事業の予算・収支決算書について

輪島市立諸岡公民館に対して、予算指針と実績報告の基準相違があり訂正するよう指摘した。

今後所管課として、予算書や報告書を十分精査し内容に不備がないよう徹底した指導をお願いする。

定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象施設

平成23年11月8日（火） 輪島市立門前公民館

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湊 良 作

輪島市監査委員 中 山 勝

4 監査の範囲及び方法

平成22年度の補助金に係る出納及び関連する事務の執行状況について審査するとともに、関係職員から提出資料に基づく説明の聴取を行う等の方法により、門前公民館において実施監査した。

なお、これらを監査するため事前に所管課から補助金交付に係る一件書類及び決裁文書の提出を求め確認を行っている。

- ・地域づくりリーダー養成事業補助金
- ・コミュニティ活動推進事業門前レクレーション大会補助金
- ・門前公民館体験合宿事業補助金

（所管課：生涯学習課）

5 監査の結果等

監査した補助金に係る出納及び関連する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象施設に対しては、執行時に一部において次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○地域づくりリーダー養成事業については、多種多様な教室の開催を計画し「多くの地域住民の方に参加していただき、開かれた公民館事業でありたい」とのことから、高齢者のニーズにも対応できる講座を開催するとともに地域住民が気軽に社会活動に参加できる地域として、活発に魅力ある事業展開に努めていただきたい。

○コミュニティ活動推進事業のレクレーション大会については、0歳児から年齢、性別関係なく全員参加出来る競技を工夫されたことにより、地域住民の融和と活性化に努力されたことが伺える。今後も、より一層の活動内容の工夫により住民の交流や健康増進につなげていただくよう望む。

○門前公民館体験合宿事業については、少子高齢化が進む中、子ども達同士で共同生活を行なうことは貴重な体験であり、今後も活動内容により一層工夫を凝らし、子ども達の成長過程に活かしていただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。